

発議第5号

豪雪地帯における介護事業所への適切な評価を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年6月24日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 今 西 和 雄

賛成者 同 小 林 敏 之

同 戸 田 憲 悦

同 松 壽 孝 雄

同 木 嶋 悦 寛

豪雪地帯における介護事業所への適切な評価を求める意見書

介護サービスは、利用者の家族の方々の生活を支える上で欠かすことのできないものであり、介護サービス事業所については感染症や災害等の発生している場面でもサービスの継続が求められている。

このような中で、豪雪地帯に所在する介護サービス事業所では、光熱水費や除排雪経費、送迎に必要な利用者宅での除雪などサービス提供に多くの経費と労力を負担している。豪雪地帯に対する介護報酬の評価としては、加算制度が設けられているが、この加算は厚生労働大臣が指定する地域に限定され、札幌市など一部の地域が対象とならないことのほか、サービス種別が限定されているなど、必ずしも地域の実情が反映されたものとなっていない。

全域が豪雪地帯である北海道では、例年積雪による交通障害に伴い、介護サービス利用者の送迎遅延や遅延に伴うサービス提供時間の確保が困難になる状況が発生しており、今年度も、暴風雪や大雪により、道央圏などにおいて道路の除排雪が間に合わず、自動車の渋滞や立ち往生が多発し、介護サービス事業所の送迎時間が長時間となるなど、介護サービスの提供に大きな影響が生じている。

よって、国においては、豪雪地帯における介護サービスの確保を図る観点から、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 豪雪地帯に所在する全ての介護事業所を加算の対象にするなど、積雪寒冷である本道の特殊性を踏まえた制度の見直しを行うこと。
- 2 暴風雪や大雪などの雪害にあっても、地震や台風等の災害時の取扱いと同様に、人員等の配置基準や介護報酬の算定要件の柔軟な取扱いを可能とするよう早急に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

北海道野付郡別海町議会議長 西 原 浩

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣